



2024年6月28日

各位

会社名 株式会社ティーガイア
代表者名 代表取締役社長 石田 将人
(コード: 3738 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 林 薫
(TEL 03-6409-1010)

(変更)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」 の一部変更に関するお知らせ

2024年6月21日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

本日付の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に際して対象となる当社の取締役及び執行役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更について決議を行ったため、2024年6月21日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所は_____で示しております。

(変更前)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月19日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 27,200株
(3) 処分価額	1株につき1,940円
(4) 処分総額	52,768,000円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役(社外取締役及び親会社からの派遣取締役を除く) 3名 7,800株 当社の執行役員 17名 19,400株
(6) その他	本自己株式処分については、1,000万円超、1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書は提出しておりません。

(中略)

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年7月20日から退任した直後の時点まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役については本払込期日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間

中、当社執行役員については本払込期日が属する事業年度末までの期間中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(後略)

(変更後)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月19日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 27,200株
(3) 処分価額	1株につき1,940円
(4) 処分総額	52,768,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び親会社からの派遣取締役を除く） 3名 7,800株 当社の執行役員 17名 19,400株

(注(6)の削除)

(中略)

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年7月20日から対象取締役等が当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役については処分期日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、当社の執行役員については処分期日が属する事業年度末までの期間中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。本譲渡制限を解除すべき時点において、対象者が本株式の処分期日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当該事業年度の終了から3ヶ月経過後に、本譲渡制限を解除するものとする。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が死亡その他正当な理由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間中に、対象取締役等が死亡その他正当な理由により、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも死亡その他正当な理由により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。なお、「正当な理由」とは、療養、親族の介護若しくは養育、任期の満了、又は、定年に達したこと等をいう。

(後略)

以上